

武蔵野市立高齢者総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立高齢者総合センター条例の一部を改正する条例

武蔵野市立高齢者総合センター条例（平成5年6月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(設置) 第2条 センターは、次の位置 に設置する。 <u>武蔵野市中町2丁目15番14号</u>	(設置) 第2条 センターは、次の位置 に設置する。 <u>武蔵野市緑町2丁目4番1号</u>	字句の改正

付 則

この条例は、令和7年7月22日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市立高齢者総合センターの本施設設での運営再開に伴い、所要の改正をするものである。